

「渋沢栄一 PR ポスター制作等業務」仕様書

1 業務委託名

渋沢栄一 PR ポスター制作等業務

2 事業の目的

新一万円札の肖像となった埼玉県の偉人・渋沢栄一翁について周知し、埼玉の更なるイメージアップや県民の機運醸成等を目的とする。

3 実施主体

埼玉県

4 契約期間

令和6年10月7日から令和6年11月30日まで

5 業務委託内容

(1) ポスターの制作

- ・デザイン・レイアウトの制作（必要なイラスト等の制作を含む）
- ・印刷及び電子データの作成

(2) ポスターの配布

- ・完成品の梱包及び各所への発送（別紙1のとおり）

6 規格

ポスターの規格は以下のとおりとする。

- ・ B 2 判・ B 1 判／縦型
- ・ 色数：4 色刷
- ・ 刷面：片面
- ・ 紙質：再生コート紙 110kg

7 納品物及び配布期限

(1) 納品物

- ・ 印刷物：B 2 判 4,700部、B 1 判 150部
※納品方法及び納品先は（別紙1のとおり）
- ・ 電子データ：PDF、ai、jpeg、png

(2) 配布期限

令和6年10月31日（木）

8 業務内容の詳細

(1) 制作スタッフの設置と進行管理

ア 制作スタッフの設置

ポスターの企画、デザイン及び印刷作業を円滑に進めるため、熟練した専任の担当者（以下「専任の担当者」という。）及びデザイナーのほか必要なスタッフを置くこと。

イ 制作作業の進行管理

専任の担当者は、委託者との密接な連絡調整の下、制作作業の進行管理を行うこと。

ウ その他

専任の担当者等を変更する場合は、事前に委託者と協議すること。

(2) ポスターの制作

ア デザイン・レイアウト

ポスターのデザイン・レイアウトは、以下の点に留意し、制作すること。

- ・新一万円札の肖像である渋沢栄一翁が、埼玉県の人であること（埼玉県出身であること）を強く印象付け、県民が誇りを持てるような内容とすること。
- ・県内の小中学校や県施設等に掲出するため、子どもにも分かりやすく、老若男女問わず親しみやすいデザインとすること。
- ・委託者が提供する「渋沢って、埼玉らしい」のロゴマーク、キャッチコピーを配置すること。
- ・委託者が提供する「県章（彩の国埼玉県を含む）」及び「埼玉県のマスコット『コバトン』・『さいたまっち』」を配置すること。
- ・委託者が提供する「コンテ画」の画像を使用することができる。なお、加工は余白部分のトリミングのみ可能であり、コンテ画部分（楕円内）の加工は一切不可とする。
- ・必要に応じて、イラストやイメージ写真を制作又は調達し、使用すること。
- ・委託業務により作成された成果品及びイラスト、撮影された写真等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は埼玉県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りでない。受託者が所有する写真・イラスト等を埼玉県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- ・納品されたデータについて、発注者が改変して使用することがあるため、そのことについて了承すること。

イ 校正

制作したデザイン・レイアウトについて、委託者から監修を受けること。

- ・原則として、文字校正を2回、色校正を2回行う。
- ・校正時に県がレイアウト等の変更を指示した場合には、受託者は修正など必

要な作業を行うこと。

- ・校正の提出に当たっては、事前に校正指示と照らし合わせ、誤りや修正漏れ等がないよう必ず確認すること。

ウ 制作スケジュールの作成

契約時に校了までのスケジュールを提出すること。

エ 印刷

専任の担当者は、印刷の際必ず印刷現場に立ち会い、実際に刷り出されるポスターの色を確認、調整すること。また、委託者が印刷現場への立会いを申し出たときは、それに応じること。

(3) ポスターの梱包・配送

委託者が指示する方法により梱包を行い、遅滞なく委託者が指定する場所に配布すること（詳細は別紙1のとおり）。

(4) 電子データの作成

「jpeg」「png」「ai」「PDF」にて委託者が指定する場所に完成品データを納入すること。

なお、電子データの納品は、校了後速やかに行うこと。

9 業務実施に当たっての留意事項

(1) 第三者への委託

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

受託者は、委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意により利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 著作権の取扱い

ポスターについて、受託者が制作したデザイン、ロゴ、レイアウト、写真及び版下等に係る著作権は委託者に帰属する。また、受託者はこれらの著作権に係る著作者人格権を行使しないこと。さらに、委託者が指定した者に成果物を無償で使用させることについて了承するものとする。ただし、委託者、受託者の両者協議の上、取扱いを決定した場合は、この限りでない。

(6) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

(7) 肖像権等の取扱い

受託者は、肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

10 定めのない事項等

この仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合は、委託者、受託者の両者協議の上定めるものとする。

11 その他

受託者は、やむを得ない事情により委託者がポスターの記載内容等を変更する場合は、委託者の指示に従うこと。

渋沢栄一ポスター配布先一覧（B2判）

配布先	梱包方法 ※送付文の内容は県が作成するものとする。	部数	セット数	納品部数	配布先住所	
埼玉県南部教育事務所（県内市町村立小中学校分）	折ったもの2部と送付文を帯留め	2	289	578	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5浦和合同庁舎内
埼玉県西部教育事務所（県内市町村立小中学校分）	折ったもの2部と送付文を帯留め	2	322	644	350-1124	川越市新宿町1-17-17ウエスト川越公共施設4階
埼玉県北部教育事務所（県内市町村立小中学校分）	折ったもの2部と送付文を帯留め	2	152	304	360-0031	熊谷市末広3-9-1熊谷地方庁舎内
埼玉県東部教育事務所（県内市町村立小中学校分）	折ったもの2部と送付文を帯留め	2	283	566	344-0038	春日部市大沼1-76春日部地方庁舎内
さいたま市（さいたま市立小中学校分）	折ったもの2部と送付文を1部を封入し、封筒の表面には「渋沢栄一PRポスター在中」と記載	2	162	324	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 県民広聴課
県立高校	折ったもの2部と送付文を帯留め	2	138	276		
私立高校	折ったもの2部と送付文を1部を封入し、封筒の表面には「渋沢栄一PRポスター在中」と記載	2	55	110		
特別支援学校・教育局所管施設	折ったもの2部と送付文を帯留め	2	66	132		
市町村	折ったもの10部と送付文を帯留め	10	63	630		
県内施設	折ったもの3部と送付文を帯留め	3	168	504		
議会関係	折り目を付けずに納品	2	92	184		
埼玉りそな銀行	折ったもの1部と送付文を1部を封入し、封筒の表面には「渋沢栄一PRポスター在中」と記載	1	113	113		
武蔵野銀行	折ったもの1部と送付文を1部を封入し、封筒の表面には「渋沢栄一PRポスター在中」と記載	1	90	90		
埼玉縣信用金庫	折ったもの1部と送付文を1部を封入し、封筒の表面には「渋沢栄一PRポスター在中」と記載	1	86	86		
県民広聴課	折り目を付けずに納品	159	1	159	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 県民広聴課
合計				4,700		

渋沢栄一ポスター配布先一覧（B1判）

配布先	梱包方法	納品部数	配布先住所	
埼玉高速鉄道	折り目を付けずに納品	15	336-0967	さいたま市緑区美園4-12 浦和美園駅3階
埼玉新都市交通	折り目を付けずに納品	20	362-0806	北足立郡伊奈町小室2 8 8
首都圏新都市鉄道	折り目を付けずに納品	2	101-0022	千代田区神田練塀町85番地JEBL秋葉原スクエア
西武鉄道サービス	折り目を付けずに納品	50	359-1111	所沢市緑町1-21-12
秩父鉄道	折り目を付けずに納品	10	360-0033	熊谷市曙町一丁目1番地
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	折り目を付けずに納品	30	330-9555	さいたま市大宮区錦町434-4
県民広聴課	折り目を付けずに納品	23	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 県民広聴課
合計		150		